

第35回全国都市緑化やまぐちフェア実行委員会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、第35回全国都市緑化やまぐちフェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 実行委員会は、平成30年に山口県内において、第35回全国都市緑化やまぐちフェア（以下「フェア」という。）を開催し、都市緑化に関する意識の高揚、知識の普及等を図ることにより、都市緑化を推進し、もって緑豊かな潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) フェアの企画、準備、開催及び運営に関する事業
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織等

(組 織)

第4条 実行委員会は、会長、副会長、監事及び委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 経済団体、緑化推進団体及び市民等の団体の代表者又は役職者
- (2) 関係行政機関の代表者又は役職者
- (3) その他関係機関、団体の代表者又は役職者及びフェア開催に関係のある者

3 前項各号に掲げる者のうち、機関及び団体の代表者又は役職者についての委員の委嘱は、その職をもってなされたものとする。

4 委員がその属する機関及び団体の役職を離れたときは、その後任者が委員を務めるものとする。

(役 員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 監 事 2名

2 会長は、山口県知事をもって充てる。

3 副会長は、山口市長及び公益財団法人都市緑化機構理事長をもって充てる。

4 監事は、山口県会計管理者及び山口市会計管理者をもって充てる。

(役員の職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代行する。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(名誉顧問及び顧問)

第7条 実行委員会に名誉顧問及び顧問（以下「顧問等」という。）を置くことができる。

2 顧問等は、会長が委嘱する。

3 前項の委嘱は、その職をもってなされたものとする。

4 顧問等は、実行委員会の運営に関する重要な事項について意見を述べるができる。

(プロデューサー及びディレクター)

第8条 第3条に規定する事業の充実を図るとともに、適切な進行管理を行うため、プロデューサー及びディレクターを置くことができる。

2 プロデューサー及びディレクターは、会長が委嘱する。

(任 期)

第9条 役員、委員、顧問等、プロデューサー及びディレクターの任期は、実行委員会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

(報 酬)

第10条 役員、委員及び顧問等の報酬は、無報酬とする。

(会 議)

第11条 実行委員会の会議は、総会とする。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、役員及び委員をもって構成する。

(議決事項)

第13条 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 事業計画並びに予算及び決算に関する事項
- (2) 会則の改廃に関する事項
- (3) その他実行委員会の運営に関する重要な事項

(招集及び開催)

第14条 総会は、会長が招集し、開催する。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長が務める。

(運営及び議決)

第16条 総会は、副会長及び委員（以下「委員等」という。）の過半数の出席をもって成立とする。ただし、欠席する委員等からあらかじめ会長あて、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員等の数を出席委員等の数に加えることができる。

- 2 委員等が出席できないときは、その団体に所属するものを、委員等の代理者に充てることができる。この場合は、当該代理者には、当該委員等と同一の権限を付与するものとする。
- 3 総会の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長が決するものとする。
- 4 会長は、必要と認めるときは、総会に委員等以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

第4章 専門部会

(専門部会)

第17条 会長は、特に必要があるときは、フェアの実施等について専門的に審議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第18条 会長は、総会を招集するいとまがない場合、総会の議決事項については、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第19条 実行委員会の事務を処理するため、山口県総合企画部山口ゆめ花博推進室に事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 財務会計

(経費)

第20条 実行委員会の運営及び事業実施に要する経費は、主催者負担金、協賛金、入場料及びその他収入をもって充てる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第21条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

ただし、実行委員会の設立年度の会計年度は、実行委員会設立の日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

- 2 解散の日の属する会計年度は、解散の日をもって終わる。

(予算)

第22条 会長は、毎会計年度、事業計画及び収支予算書を作成し、総会に提出し、承認を得なければならない。

(決算)

第23条 会長は、毎会計年度、事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て、総会に提出し、承認を得なければならない。

(資産の管理)

第24条 実行委員会の資産の管理は、会長がこれを行う。

第8章 解 散

(解 散)

第25条 実行委員会は、第2条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。

2 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(残余の財産)

第26条 実行委員会が解散するときに存する残余財産は、総会の議決を経て処理する。

第9章 補 則

(委 任)

第27条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年10月19日から施行する。